

医療保険利用料金一覧表・同意書

【基本療養費】

調布市医師会訪問看護ステーション

2025年3月31日改定

	週3日目まで	週4日目以降	要件
訪問看護基本療養費Ⅰ	5,550円	6,550円	訪問看護指示期間に行った指定訪問看護について週3日までを限度に算定、但し厚生労働大臣が定める疾病の者には週4日以上算定可
訪問看護基本療養費Ⅱ・同一建物居住者同一日2人	5,550円	6,550円	
訪問看護基本療養費Ⅱ・同一建物居住者同一日3人以上	2,780円	3,280円	
訪問看護基本療養費Ⅲ・外泊時	8,500円	在宅療養に備えて一時外泊をする者で、厚生労働大臣が定める疾病の者、外泊にあたり訪問看護が必要と認められた場合	

【管理療養費】

項目	料金		訪問看護管理療養Ⅱ 月の2日目以降	要件
	月の初日の訪問	訪問看護管理療養Ⅰ 月の2日目以降		
訪問看護管理療養費	7,670円	3,000円	2,500円	【機能強化型訪問看護】 ①常勤看護師の人数 ②24時間対応体制、休日祝日等の計画的な訪問 ③ターミナルケアまたは重症児の受け入れ実績 ④居宅介護支援事業所等が同一敷地内に設置 ⑤情報提供・相談・地域の訪問看護に関わる人材育成等 【訪問看護管理療養費】 ①同一建物居住者である者が占める割合が7割以下か以上か ②別表第7・8が月4名以上 又は GAF40以下が月5名以上
機能強化型訪問看護管理療養費 1	13,230円			
機能強化型訪問看護管理療養費 2	10,030円			
機能強化型訪問看護管理療養費 3	8,700円			

【訪問看護各種加算料金】

加算項目	料金	要件
24時間対応体制加算	6,800円/月	24時間電話等での相談、必要に応じて緊急の訪問看護を提供できる体制、看護業務の負担軽減の取組みを行っている場合
	6,520円/月	24時間電話等での相談、必要に応じて緊急の訪問看護を提供できる体制、看護業務の負担軽減の取組みを行っていない場合
緊急訪問看護加算	2,650円/日1回限り	主治医の所属する診療所もしくは他の連携している医療機関の指示により緊急に訪問看護を実施した場合 *月14日目まで
	2,000円/日1回限り	主治医の所属する診療所もしくは他の連携している医療機関の指示により緊急に訪問看護を実施した場合 *月15日目以降
特別管理加算 (重症度等の高い方)	5,000円/月	特別な管理を必要とする重症度等の高い者に対して計画的な管理を行った場合
特別管理加算	2,500円/月	特別な管理を必要とする者に対して計画的な管理を行った場合
退院時共同指導加算	8,000円/1回	保健医療機関、介護老人保健施設もしくは介護医療院に入院・入所中の者または家族に対して、主治医または施設職員とともに看護師等が療養上の指導を行った場合
特別管理指導加算	2,000円	退院後特別な管理が必要な者に対して退院時共同指導を行った場合
退院支援指導加算	6,000円	厚生労働大臣が定める疾病等の者および診療により退院当日の訪問看護が必要であると認められた者が退院する日に看護師が在宅での療養上の指導を行った場合
退院支援指導長時間加算	8,400円	退院支援指導加算で、厚生労働大臣が定める長時間の訪問を要する者に対し、1回の退院支援指導の時間が90分を超えた場合または複数回の退院支援指導の合計時間が90分を超えた場合

夜間・早朝 訪問看護加算	2,100 円/回	夜間 18:00~22:00 早朝 6:00~8:00 利用者の求めに応じて訪問看護を行った場合
深夜訪問看護加算	4,200 円/回	深夜 22:00~6:00 利用者の求めに応じて訪問看護を行った場合
乳幼児加算	1,800 円/日	厚生労働大臣が定める 6 歳未満の乳幼児に対して訪問看護を行った場合
	1,300 円/日	上記以外の 6 歳未満の乳幼児に対して訪問看護を行った場合
難病等複数回訪問加算	4,500 円/2 回	厚生労働大臣が定める疾病等の利用者、特別訪問看護指示書期間の者に対して必要に応じて 1 日 2 回または 3 回以上訪問した場合 ただし、同一建物居住者同一日 3 人以上 2 回目 4,000 円 3 回目 7,200 円
	8,000 円/3 回	
長時間訪問看護加算	5,200 円/週 1 回 15 歳未満の小児は、 週 3 回まで算定可能	厚生労働大臣が定める長時間の訪問を要する者に対し 1 回の訪問が 90 分を超えた場合 ①15 歳未満の超重症児、準超重症児、特別な管理が必要な児 ②特別な管理が必要な者 ③特別訪問看護指示書を受けている者
複数名訪問看護加算	4,500 円/週 1 回 同一建物居住者同一日 3 人以上 4,000 円	看護職員が看護師等と同時訪問し訪問看護を提供した場合 ① 厚生労働大臣が定める疾病等の者 ② 特別管理加算の対象者 ③ 特別訪問看護指示書による訪問看護を受けている者 ④ 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる者
情報提供療養費 1	1,500 円/月	市町村等からの求めに応じ、厚生労働大臣が定める疾病等の者に係る保健福祉サービスに必要な情報提供した場合
情報提供療養費 2		厚生労働大臣が定める疾病等の者の入学時・転校時等に義務教育諸学校からの求めに応じ情報提供した場合
情報提供療養費 3		保険医療機関に入院・入所にあたり、訪問看護に係る情報提供をした場合
訪問看護ターミナル ケア療養費 1	25,000 円	在宅または特別養護老人ホーム等で死亡した者に対し、支援体制を家族に説明して死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 回以上、ターミナルケアを提供した場合
在宅患者緊急時等 カンファレンス加算	2,000 円/月 2 回	利用者の状態の急変等に伴い主治医の求めにより、医師・薬剤師・ケアマネジャー・相談支援事業者等と看護師等とで共同で利用者宅を訪問しカンファレンスを行い療養上必要な指導を行った場合。ICT を活用したカンファレンスの組み合わせも可
在宅患者連携指導加算	3,000 円/月 1 回	利用者の同意を得て、訪問診療を実施している医療機関、歯科、薬局と文書等により情報共有を行い、看護師等がそれを踏まえた療養上の指導を行った場合
看護・介護職員 連携強化加算	2,500 円/月 1 回	喀痰吸引等特定行為業務を実施する介護職員等へ訪問看護ステーションが支援を行った場合
訪問看護ベースアップ 評価料 (I)	780 円/月 1 回	産業全体で賃上げが進む中、医療現場で働く方々の賃上げを行い、人材確保に努め、良質な医療提供を続けることができるようにするための取り組み
訪問看護医療 DX 情報 活用加算	50 円/月 1 回	オンライン資格確認を行える体制を有していること。医療 DX 推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施を掲示していること

【その他実費利用料】

保険適用外の訪問看護を提供した場合 (30 分毎) ・夜間 18:00~22:00、早朝 6:00~8:00 は所定の料金に 25%割増・深夜 22:00~6:00 は所定の料金に 50%割増	5,000 円/30 分
エンゼルケア (死後の処置料)	20,000 円
キャンセル料	2,000 円

上記の内容について説明を受け同意しました。

年 月 日 利用者氏名 印
代理人氏名 印 (利用者との関係)